

福島支部の令和3年度上期の事業報告について

目次

※項番は令和3年度 福島支部事業計画に対応

1. 基盤的保険者機能関係	(1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード	3
	(1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率	4
	(3) 現金給付の適正化の推進	5
	(4) 効果的なレセプト点検の推進	6
	(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	7
	(7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化	8
	(7) ②債権回収業務の推進	9
	(8) 被扶養者資格の再確認の徹底	10
2. 戦略的保険者機能関係	(1) i) ①生活習慣病予防健診実施率の向上	11
	(1) i) ②事業者健診データ取得率の向上	12
	(1) i) ③特定健診受診率の向上	13
	(1) ii) 特定保健指導の実施率の向上	14
	(1) iii) 重症化予防対策の推進	15
	(1) iv) 健康経営（コラボヘルス）	16
	(2) 健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	17
	(3) ジェネリック医薬品の使用促進	18
令和3年度 KPI（重要業績評価指標）一覧		19
令和3年度 福島支部事業計画		20

1. 基盤的保険者機能

(1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード

KPI

「サービススタンダード」の達成率を100%とする

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
「サービススタンダード」の達成率	100%	100%	100%

令和3年度の進捗状況

- 令和3年9月まで100%達成
- 申請書の管理を徹底しサービススタンダード100%の支給を継続した。
- 平均所要日数 6.31日（令和3年9月末現在）

下期の主な取り組み内容

- 適切な管理のもと、受付から10営業日以内で支給する。
- 支部目標として7営業日での支給をベースとする。

参考：サービススタンダードとは

申請書の受付から給付金の振込までを10営業日以内に完了させることをサービススタンダードとして定めております。

対象となる申請書は、傷病手当金・出産手当金・埋葬料・出産育児一時金です。

1. 基盤的保険者機能

(1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率

KPI

現金給付等の申請に係る郵送化率を97.5%以上とする

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
現金給付等の申請に係る郵送化率	97.5%以上	97.2%	97.3%

令和3年度の進捗状況

- ・令和3年度上期は年度目標に到達せず。
- ・各種広報、電話対応時等で加入者へ郵送による提出を勧奨した。

下期の主な取り組み内容

- ・各種広報、説明会、電話対応時等で加入者へ郵送による提出を勧奨する。
- ・公的機関を中心に退職者用任意継続セットを配布する。

1. 基盤的保険者機能

(3) 現金給付の適正化の推進

KPI

KPI 設定なし

令和3年度の進捗状況

- 保険給付適正化PT会議を5月と8月に開催した。
- 傷病手当金と障害年金等の併給調整については、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に沿った事務処理の徹底を指示し、確実に処理を行った。

下期の主な取り組み内容

- 遡及した資格取得等、不正の疑いがある事案について、支部の保険給付適正化PT会議に諮り、必要に応じて調査・立入検査を実施する。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整については、事務手順書に従い、確実に処理を行う。

1. 基盤的保険者機能

(4) 効果的なレセプト点検の推進

KPI

「社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率」について対前年度以上とする。

新規 「協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額」を対前年度以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績 (令和3年8月末)	令和2年度実績
レセプト点検の査定率※	0.335%以上	0.286%	0.334%
新規 再審査レセプト1件あたりの査定額	6,100円以上	6,931円	—

令和3年度の進捗状況

・ 査定点数（13,958,352点）÷ 請求点数（4,878,983,332点）=0.286%

下期の主な取り組み内容

- ・ 班及び全体勉強会にて事例研究（他支部事例含む）や点検方法等の活発な意見交換を行い、効果的な点検を実施する。
- ・ 勉強会での内容を活かし個々の点検員のスキルアップを図る。
- ・ 保険診療ルールの疑義案件については、社会保険診療報酬支払基金支部と十分な協議を行い、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間の差異解消を図る。
- ・ 様々な観点から内容点検に関する分析を進め、効果的な点検方法等について新たな取り組みを模索し、効果額向上を図る。

1. 基盤的保険者機能

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める「施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術」申請の割合を対前年度以下にする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
「施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術」申請の割合	1.17%以下	0.99%	1.17%

令和3年度の進捗状況

- 令和3年9月まで 0.99% (申請件数 107,103件、3部位以上かつ月15日以上の施術件数 1,064件)
- 施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術を受けた患者に対しては、必ず施術内容の照会を行った。
(4月から9月までの患者照会実施件数 5,827件)
- 柔整審査会を毎月開催した。
(4月15日、5月14日、6月16日、7月15日、8月18日、9月15日に開催)

下期の主な取り組み内容

- 多部位かつ頻回及び部位ころがしの申請について、加入者に対する文書照会・施術者に対する注意書の発行を行う。
- 柔整審査会において、不正及び著しい不当が認められた場合等、必要に応じて面接確認委員会を実施する。

1. 基盤的保険者機能

(7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

KPI

日本年金機構回収分も含めた「資格喪失後1か月以内の保険証回収率」を93.32%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績 ^{※2}
資格喪失後1か月以内の保険証回収 ^{※1}	93.32%以上	93.06%	93.31%

※1：各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率の累計

令和3年度の進捗状況

- 93.06%＝回収52,932枚÷回収対象56,879枚 ※各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率
- 未回収者への保険証催告状発送状況（保険証枚数12,256枚）※数値は9月末現在
- 未回収者への電話催告実施状況（300件）※数値は9月末現在

下期の主な取り組み内容

- 資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者への一次催告を実施する。
- 回収不能届による早期の電話催告を未回収者宛てに実施し、保険証は「使用できないこと・しないこと」「早期回収」の周知を行う。
- 各種広報・各種研修会において、事業主等へ保険証の早期回収、資格喪失届の速やかな届出と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- 未回収枚数の多い事業所宛てには電話催告を実施し、保険証の早期回収の周知を行う。
- 令和3年10月に実施した「保険証回収等に関するアンケート」の回答結果を分析し、関係団体へ保険証回収早期回収に係る働きかけを行う。

1. 基盤的保険者機能

(7) ②債権回収業務の推進

KPI

「返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）」の回収率を対前年度以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
返納金債権の回収率	41.26%以上	21.22%	41.25%

令和3年度の進捗状況

- 回収額13,461,522円 ÷ (調定額88,787,827円 - 取消額25,337,760円) = 21.22% ※数値は9月末現在
- 最終催告（内容証明郵便）61件実施 ※数値は9月末現在
- 法的手続き（支払督促申立）3件実施 ※数値は9月末現在
- 国保との保険者間調整 84件、18,077,130円実施 ※数値は9月末現在

下期の主な取り組み内容

- 初回通知時に保険者間調整（国民健康保険と協会けんぽの間で精算）の案内を同封し、利用促進を図る。
- 毎月第三週を電話催告強化週間とし、電話催告を実施する。
- 引き続き、弁護士名による催告及び最終催告（内容証明郵便）を実施する。
- 高額債権を中心に戸別訪問催告、並びに再就職が確認できた債務者には、就業場所催告を実施する。

1. 基盤的保険者機能

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率を92.7%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率	92.7%以上	— (下期事業)	92.0%

令和3年度の進捗状況

- 県社会保険労務士会を通じて社会保険労務士に協力要請を行った。
- 社会保険労務士あて直送（13件、477事業所分）

下期の主な取り組み内容

- 提出期限後、未提出事業所へ文書や電話による提出勧奨を実施する。
- 未送達事業所については、事業所や加入者へ連絡し、所在地を確認のうえ再送付を行う。

2. 戦略的保険者機能

(1) i) ①生活習慣病予防健診実施率の向上

KPI

「生活習慣病予防健診」実施率を60.1%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	区分	令和3年度目標	令和3年度上期実績 (令和3年9月末暫定値)	令和2年度実績
「生活習慣病予防健診」実施率（被保険者）	実施率	60.1%以上	31.4%	58.1%
	実施者数	166,811人以上	87,137人	160,293人

令和3年度の進捗状況

- 令和3年9月末暫定値において、前年同月+11,109件、受診率+4.0%（令和元年度受診件数の99%まで回復）
- 新型コロナウイルスの影響により8～9月の間、生活習慣病予防健診2機関で健診業務を休止
- 県南地区の受診環境改善のため、事業所へアンケートを行い受診希望を確認。7月～集合型のバス健診を実施

下期の主な取り組み内容

- 県南地区へ集合型バス健診等による健診機会の提供。受診者確保のため予約数を確認のうえ、追加勧奨を適宜実施
- 未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨業務を実施機関へ委託。実施状況の確認等、進捗管理を徹底する
- 次年度の健診案内一斉発送に向けて、より訴求効果の高い紙面作りを行う

2. 戦略的保険者機能

(1) i) ②事業者健診データ取得率の向上

KPI

「事業者健診データ」取得率を8.9%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	区分	令和3年度目標	令和3年度上期実績 (令和3年10月末)	令和2年度実績
「事業者健診データ」取得率（被保険者）	実施率	8.9%以上	3.0%	6.9%
	実施者数	24,590人以上	8,459人	18,946人

令和3年度の進捗状況

- 令和3年10月末暫定値において、前年同月+3,869件、取得率+1.3%（令和元年度取得件数の139%）
- バス協会・トラック協会・タクシー協会へ事業者健診結果データの提供等に関し、訪問による協力依頼を実施
- 同意書未取得・新規適用事業所への同意書取得、データ提供勧奨を行うため委託業者と契約を行い、早期の勧奨事業を実施

下期の主な取り組み内容

- 支部において実施機関の進捗管理を徹底し、年度をまたがないように早期のデータ提供勧奨を行う
- 健診推進経費を活用し、受診月の翌月に報告を行った実施機関へ追加の提供費用の支払いを行う
- 外部委託業者の進捗確認を徹底、早期のデータ作成・報告を促す

2. 戦略的保険者機能

(1) i) ③特定健診受診率の向上

KPI

被扶養者の「特定健診」受診率を35.1%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	区分	令和3年度目標	令和3年度上期実績 (令和3年9月末)	令和2年度実績
「特定健診」受診率（被扶養者）	実施率	35.1%以上	10.4%	22.3%
	実施者数	27,420人以上	8,119人	15,251人

令和3年度の進捗状況

- 令和3年9月末暫定値において、前年同月+3,921件、受診率+4.3%（令和元年度受診件数の86.3%）
- 市町村の集団健診を実施している機関のデータ提供が遅く、実施月のデータが早期に反映されていない
- 協会けんぽ0円健診の実施回数を増やし受診環境を整備、予約数の確認からリマインド通知を適宜発送し稼働率の増加を図った

下期の主な取り組み内容

- 協会けんぽ0円健診の予約の少ない会場に対し、リマインド通知による再勧奨を行い申込者の増加を図る
- 市町村の集団健診に合わせたダイレクトメールを送付し、がん検診との同時受診を促す
- 次年度の健診案内の発送に向けて、県内の市町村と連携し特定健診とがん検診の同時受診を促す紙面、HPづくりを行う

2. 戦略的保険者機能

(1) ii) 特定保健指導の実施率の向上

KPI

「特定保健指導」の実施率を28.5%（被保険者29.8%/被扶養者6.4%）以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	加入者区分	区分	令和3年度目標	令和3年度上期実績 (令和3年9月末)	令和2年度実績
「特定保健指導」の実施率	被保険者	実施率	29.8%以上	13.5%	26.6%
		実施者数	11,540人以上	5,210人	9,474人
	被扶養者	実施率	6.4%以上	1.3%	5.3%
		実施者数	151人以上	30人	91人
	合計	実施率	28.5%以上	12.8%	25.7%
		実施者数	11,691人以上	5,240人	9,565人

令和3年度の進捗状況

- 被保険者の特定保健指導 令和3年9月末において、前年同月+481件、実施率+0.9%（令和元年度実施件数の147.6%）
- 実施機関における保健指導中断率低減のため、県北地区を対象に指導担当者の研修会を9月に開催
- 被扶養者の特定保健指導 令和3年9月末において、前年同月▲35件、実施率▲1.9%（令和元年度実施件数の48.4%）

下期の主な取り組み内容

- 保健指導データの報告漏れをなくすため実施機関の進捗管理を徹底し、電話等により指導担当者のフォローを行う
- 実施機関における保健指導中断率低減のため、県北地区以外を対象にwebによる指導担当者の研修会を11月に開催
- 被扶養者の協会けんぽ0円健診会場に支部保健師を派遣し、実施機関と連携した特定保健指導を行う

2. 戦略的保険者機能

(1) iii) 重症化予防対策の推進

KPI

「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合を11.8%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	区分	令和3年度目標 (令和2年度健診受診者)	令和2年度健診受診者 勧奨期間 (R2.10~R3.3)	令和元年度健診受診者 勧奨期間 (R1.10~R2.9)
「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合	実施率	11.8%以上	10.06%	10.65%
	受診者数	788人	349人	742人

令和3年度の進捗状況

- 二次勧奨対象者へ電話による受診勧奨、事業所訪問による受診勧奨事業を実施
- 二次勧奨対象外の一次勧奨対象者へリマインド通知を7月より開始
- 協会の広報誌において事業所からの重症化予防啓発を発信

下期の主な取り組み内容

- 本部における一次勧奨通知発送から1か月以内に二次勧奨通知、1か月半以内にリマインド通知を送付
- 一次勧奨のアンケート回答者から未受診・受診予定者に電話勧奨、事業所訪問・個別面談による受診勧奨業務を実施
- 各種広報媒体を用いた重症化予防事業の周知

2. 戦略的保険者機能

(1) iv) 健康経営（コラボヘルス）

支部目標

健康事業所宣言の取り組みの質を向上させるために、支部フォローを強化するとともに宣言事業所の拡大に努める

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
健康事業所宣言事業所数	1,800事業所以上	1,819事業所	1,785事業所

令和3年度の進捗状況

令和3年9月末現在1,819事業所（前年同月+198事業所）

- 健康事業所宣言エントリー事業所の取り組み支援として、関係団体によるセミナー講師派遣、並びに委託業者による出前講座の提供。
- 「健康事業所宣言」事業所を対象に、健康事業の取組の充実を図ることを目的として「血管年齢測定器」「健康づくりに関するDVD」の貸出を実施。
- ふくしま健康経営優良事業所2021の認定を目指す宣言事業所229社を福島県へ推薦。（前年+17社）
- 事業所の健診結果等の集計から、血圧や肥満度などの健康課題を示し、県内の同業態との比較を可視化した「事業所健康度レポート」を1,807社に提供するとともに、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所844社への配布により健康事業所宣言のエントリー勧奨を実施。

下期の主な取り組み内容

- 健康事業所宣言エントリー事業所の取り組み支援として、関係団体によるセミナー講師派遣、並びに委託業者による出前講座の提供を行う。
（上期より継続）
- 北海道、東北ブロック共同による「好事例集」を作成し、地域横断型による取り組みの質の向上を狙う。

2. 戦略的保険者機能

(2) ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI

全被保険者に占める「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合を51.0%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績	令和2年度実績
「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合	51.0%	50.5%	50.4%

令和3年度の進捗状況

- 令和3年9月末 カバー率50.5%（前年同月+0.7%）
- 新規適用事業所へ健康保険委員の文書勧奨を実施。
- ホームページ、メールマガジンによる勧奨の実施。
- 各種広報紙に掲載し勧奨を実施。
- 健康事業所宣言事業と併せた勧奨を実施。

下期の主な取り組み内容

- 大・中規模事業所への文書勧奨の実施。
- ホームページ、メールマガジン掲載による勧奨の実施。（上期より継続）
- 各種広報紙に掲載し勧奨を実施。（上期より継続）

2. 戦略的保険者機能

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

KPI

福島支部の「ジェネリック医薬品使用割合」を82.6%以上とする。

令和3年度目標と過年度実績	令和3年度目標	令和3年度上期実績 (令和3年7月診療分)	令和2年度実績
福島支部「ジェネリック医薬品使用割合」	82.6%以上 (令和3年2月実績)	82.5%	82.6% (令和3年2月)

令和3年度の進捗状況

- 令和3年7月診療分82.5% 全国80.0% (前年同月比+2.0%)
- 東北厚生局並びに福島県と連携し、県内の保険医療機関並びに保険薬局に対し、医療機関ごとのジェネリック使用割合等を掲載したリーフレットを配布。(三者連名の協力要請文書を送付 送付件数：1,626件)
- 例年8月と2月に実施しているジェネリック医薬品軽減額通知は、令和2年度後半に発生したジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案に伴う業界団体の自主点検が終了していない等の理由から、8月の実施は見送った。(2月後半に実施する予定)
- web広報「上手な医療のかかり方」による周知(7月・8月)や、新聞記事下広告やフリーペーパーによる広報を実施(6月・7月)。

下期の主な取り組み内容

- ホームページへ二次医療圏ごとの使用割合等を集計した統計情報を掲載する予定。
- 上期に引き続き、東北厚生局並びに福島県と連携し、県内の保険医療機関並びに保険薬局に対し、医療機関ごとのジェネリック使用割合等を掲載したリーフレットを配布する予定。

令和3年度 KPI（重要業績評価指標）一覧

1. 基盤的保険者機能

KPI 指標		目標	上期実績	備考
1	(1) ①サービススタンダードの達成状況	100%	100%	
2	(1) ②現金給付等の申請に係る郵送化率	97.5%以上	97.2%	
3	(4) 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.335%以上	0.286%	令和3年8月時点
4	(4) 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	6,100円以上	6,931円	令和3年8月時点
5	(5) 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合	1.17%以下	0.99%	
6	(7) ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	93.32%以上	93.06%	
7	(7) ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	41.26%以上	21.22%	
8	(9) 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.7%以上	-	下期事業

2. 戦略的保険者機能

KPI 指標		目標	上期実績	備考
9	(1) i) ①生活習慣病予防健診受診率	60.1%以上	31.4%	令和3年9月暫定
10	(1) i) ②事業者健診データ取得率	8.9%以上	3.0%	令和3年10月暫定
11	(1) i) ③被扶養者の特定健診受診率	35.1%以上	10.4%	令和3年9月暫定
12	(1) ii) 特定保健指導の実施率	29.8%以上	12.8%	令和3年9月暫定
13	(1) iii) 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	11.8%以上	10.06%	令和2年10月～令和3年3月
14	(1) iv) 健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保、および関係機関と連携した宣言事業所数の拡大	1,800事業所	1,819事業所	
15	(2) ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	51.0%以上	50.5%	
16	(3) 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合	82.6%以上	82.5%	令和3年7月時点
17	(5) ④他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	
18	(5) ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する	実施	実施	

3. 組織・運営体制関係

KPI 指標		目標	上期実績	備考
19	(4) 一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0%以下	0.0%	

令和3年度 福島支部事業計画

1. 基盤的保険者機能関係

○適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。

(1) サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・郵送による申請を促進するための周知・広報を行う。また、退職者向けの任意継続の制度チラシと送付用封筒をセットにした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。
- ・加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。
- ・本部研修や支部内研修により、職員の能力・接遇レベルの向上に努める。

【KPI】①サービススタンダードの達成状況を100%とする。

②現金給付等の申請に係る郵送化率を97.5%以上とする。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関及び薬局への申請書の設置依頼により利用促進を図る。
- ・国のオンライン資格確認の仕組みについて、積極的に周知を図る。

(3) 現金給付の適正化の推進

- ・標準化された業務プロセスを徹底し、審査業務を正確かつ迅速に行う。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従い、事務処理を確実に行う。
- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行うことで、現金給付の適正化を推進する。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検による査定率向上及び高額査定事例の共有化、点検分野・領域の更なる拡大を図り、レセプト内容点検の質的向上に取り組む。

【KPI】①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

- ・レセプト資格点検・外傷点検を的確に行い、給付の適正化を図る。

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行、及び適正受診の啓発を強化する。

【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

令和3年度 福島支部事業計画

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の徹底

- ・審査手順に沿った審査を徹底する。
- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、不正の疑いがある事案は厚生局への情報提供を行い、療養費の適正化を図る。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・保険証未回収者に対しては保険証回収不能届による早期電話催告及び日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから返納催告を行う。更に保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者が多い事業所に対する電話催告及び広報等の取り組みを強化する。
- ・返納金・損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組みとともに、各種催告、顧問弁護士による催告、保険者間調整の積極的な実施、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【KPI】①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を行う
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- ・回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。

【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。

(9) オンライン資格確認の円滑な実施

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバーカード登録促進のための周知等を行う。

(10) 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上を推進する。

(11) 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施

- ・健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。
- ・医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。
- ・健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。
- ・東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。

令和3年度 福島支部事業計画

2. 戦略的保険者機能関係

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：277,669人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率60.1%（受診見込者数：166,811人）
- ・事業者健診データ 取得率8.9%（取得見込者数：24,590人）

○被扶養者（受診対象者数：78,137人）

- ・特定健康診査 受診率35.1%（受診見込者数：27,420人）

○健診の受診勧奨対策

- ・新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。
- ・生活習慣病予防健診未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。
- ・生活習慣病予防健診実施機関の少ない県南地域において、集合型バス健診を実施する。
- ・県や労働局との三者連名文書による事業者健診データの取得勧奨を外部委託機関で実施するとともに、健診機関へのデータ提供勧奨・進捗管理を保健グループ内で徹底し、確実にデータを取得する。
- ・健診推進経費を活用し、事業者健診データの早期提供を健診機関に促す。
- ・新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い広報媒体を作成する。
- ・市町村集団健診の日程に合わせ、会場および時間を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。
- ・福島県内12市と連携し、がん検診と特定健診の同時受診を促す広報媒体を作成する。
- ・市町村集団健診と重ならない時期に、ショッピングセンター等で支部独自健診を企画する。併せてナッジ理論等を活用したダイレクトメールを送付する。
- ・支部独自健診と同時に行う「オブショナル健診」を加入者の興味を引く内容で企画する。
- ・市町村ホームページに、協会けんぽ加入者向けの受診方法等の掲載を依頼する。

【KPI】：① 生活習慣病予防健診受診率を60.1%以上とする

② 事業者健診データ取得率を8.9%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を35.1%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数：38,663人）

- ・特定保健指導 実施率 29.8%（実施見込者数：11,540人）
（内訳）協会保健師実施分 20.8%（実施見込者数：8,078人）
アウトソーシング分 8.9%（実施見込者数：3,462人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：2,358人）

- ・特定保健指導 実施率 6.4%（実施見込者数：151人）

令和3年度 福島支部事業計画

○保健指導の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。
- ・健診と一緒に特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。
- ・特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加及び保健指導の質の向上を促す。
- ・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。
- ・情報通信技術（Web会議システム）を活用した遠隔による特定保健指導を実施することにより、対象者の利便性の向上を図る。
- ・被扶養者の特定保健指導を支部独自健診の会場で行う。
- ・被扶養者に対し支部窓口で行う特定保健指導を、対象者の希望日時で幅広く実施する。
- ・加入者の喫煙率減少に向け、疾病発症確率を用いた禁煙勧奨通知書の発行及び対象者の勤務先への禁煙ポスターの送付を同時期に行うことで行動変容（禁煙）を促す。

【KPI】：特定保健指導の実施率を28.5%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数1,500人

- ・保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。
- ・ナッジ理論の活用や個人のリスク等を記載した個別性の高い二次勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。
- ・二次勧奨で保健師による電話勧奨を行う。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。

【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

- ・宣言事業所に対し取り組み支援として、関係団体と連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供を行う。
- ・「ふくしま健康経営優良事業所2021」及び「経済産業省の「健康経営優良法人2022」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。
- ・事業所及び加入者の健康意識の向上、健康づくりの支援として、レンタル健康機器の貸し出し及び支部で保有する健康づくりに関するDVDの貸出を行う。
- ・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとす。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。
- ・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。

【KPI】健康宣言事業所数を1,800事業所以上とする。

令和3年度 福島支部事業計画

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果や各種アンケート調査等の結果を踏まえて広報計画を策定する。

① 広報活動による理解促進

○各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。

- ・メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。
- ・ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。
- ・各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取り組みに努める。
- ・適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。
- ・メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。
- ・Web媒体を活用した「医療費の節約につながる上手な医療機関のかかり方」の啓発広報を実施する。
- ・健康の理解促進を図るために二校の小学校において健康教室等を開催する。

② 健康保険委員を通じた理解促進

- ・広報誌、健康づくり手引き等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。
- ・関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。
- ・健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。
- ・効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。

【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.0%以上とする。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。
- ・県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。
- ・個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。（年2回）
- ・加入者への啓発広報、希望シールを配布する。
- ・医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。

【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度以上とする※医科、DPC、歯科、調剤

(4) インセンティブ制度の着実な実施

- ・制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。
- ・令和2年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位過半数の支部に入ることを目指す。

(5) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・関係団体や各種調整会議等において医療費データ等を活用した効果的な意見発信を行う。
- ・他保険者と連携した調査分析の実施を行う。
- ・医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【KPI】効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。

令和3年度 福島支部事業計画

(6) 調査研究の推進

- データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。
- 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

3. 組織・運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- 保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。
- 事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。

(2) 人事評価制度の適正な運用

- 研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。

(3) OJTを中心とした人材育成

- 「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。
- 職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。

(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- 職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。

【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

(5) コンプライアンスの徹底

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

(6) リスク管理

- 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。
また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。